

丹生谷合併協議会だより



鷺敷町



相生町



上那賀町



木沢村



木頭村



第2号-2004年3月

第2回合併協議会を開催

日時 平成16年2月26日(木)
午後2時～午後4時46分
場所 相生町ふるさと交流館2F会議室

第2回合併協議会を上記日程により開催し、丹生谷合併協議会事務局規程の一部修正等、事務局からの報告の後、「新町の名称の選定方法」「農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い」「特別職の身分の取扱い」についての協議を行いました。



第2回合併協議会

第2回合併協議会日程

- 1 開会
- 2 会長挨拶
- 3 会議録署名委員の指名
- 4 報告事項
 - ①丹生谷合併協議会事務局規程について
 - ②平成15年度丹生谷合併協議会予算書について
 - ③専門部会の立ち上げについて
- 5 協議事項
 - ①新町の名称の選定方法について
 - ②農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて
 - ③特別職の身分の取扱いについて
- 6 次回の協議内容について
- 7 次回日程について
- 8 その他
- 9 閉会

専門部会の立ち上げについて

当協議会の5つの専門部会の立ち上げと、各専門部会の役員名が報告されました。

■専門部会とは

専門部会とは、合併に関する事項（協議会規約第3条に掲げる事項）について専門的に協議・調整を行う組織です。

■専門部会役員一覧

専門部会名	部会長	副部会長
総務部会	相生町 稲澤 総務課長	鷺敷町 安盛 総務課長
住民福祉部会	木沢村 井本 住民課長	上那賀町 野村 住民福祉課長
産業建設部会	上那賀町 早山 産業建設課長	相生町 山本 建設課長
教育部会	鷺敷町 尾崎 教育次長	木頭村 関口 教育次長
議会部会	木頭村 中野 議会事務局長	木沢村 池田 議会事務局長

新町名称の選定方法

丹生谷5町村が合併した場合の新町名称の選定方法について協議を行い、公募及び選定方法については以下のとおり承認されました。

1. 新町の名称については、広く全国に公募する。
2. 応募のあった名称について協議会で、名称を選定する。

丹生谷5町村が合併した場合の**新町名称を公募**することになりました。
たくさんのご応募をお待ちしております。

■新町名称の募集要領など

公募範囲	全国公募。	
応募方法	1. 専用応募用紙（応募用ハガキ、FAX） 2. ハガキ、封書（丹生谷合併協議会事務局宛） 3. 電子メール（メールアドレスは下記参照） 4. 各町村ホームページ	専用応募用紙については、平成16年3月15日迄に丹生谷5町村内全戸に配布することになっています。
公募期間	平成16年3月15日（月）～平成16年4月15日（木）まで。 ※応募用ハガキ、通常のハガキ、封書で応募の場合は平成16年4月15日の消印有効。	
記載内容	新町の名称（ふりがな）、名称の理由（なくても良い）、住所、氏名、年齢、電話番号	
応募制限	1. 小学生以上に限る。 2. <u>1人につき1点限り</u> とし、徳島県内の既存の町村名は使用しない。	
周知方法	協議会だより、チラシ、各町村ホームページ、町村広報（掲載可能な町村のみ）	
選定方法	全応募 → 幹事会で10点程度に絞り込み → 合併協議会で決定	
選定基準	1. 地域の歴史文化、伝統を踏まえ、将来の町にふさわしい名称を選定。 2. 名称は漢字（ふりがな）、ひらがな、カタカナを使用するものとします。 3. 応募された候補名ごとの応募点数は、名称の選定や決定には関係しません。 4. 新町名称の基本的な考え方を準拠します。 【新町名称選定の基本的な考え方（抜粋）】 その名称の意味するところがあまりにも不穏当なものであるとか、読み方の分からないもの、また、近隣の地方公共団体の名称と類似しており、郵便物の配送等に混乱を生じるおそれがあるものなどは、市町村の名称として不適当であると考えられます。	
懸賞等	○名付け親大賞：1名：5万円の商品券 ○名付け親賞：5名：1万円の商品券	新町の名称として決定した名称を応募した方の中から「抽選」により決定します。
その他	○応募された作品に関する一切の権利は丹生谷合併協議会に帰属することを了承下さい。 ○協議会で決定次第、協議会だより、ホームページ等で新町の名称を発表します。	

■丹生谷合併協議会事務局

〒771-5411

那賀郡相生町横石字大板 35 番地

【FAX】0884-64-0557

【メールアドレス】ngk@mail.netwave.or.jp

■各町村ホームページURL

鶯敷町 <http://www.town.wajiki.tokushima.jp/>

相生町 <http://www.town.aioi.tokushima.jp/>

上那賀町 <http://www.town.kaminaka.tokushima.jp/>

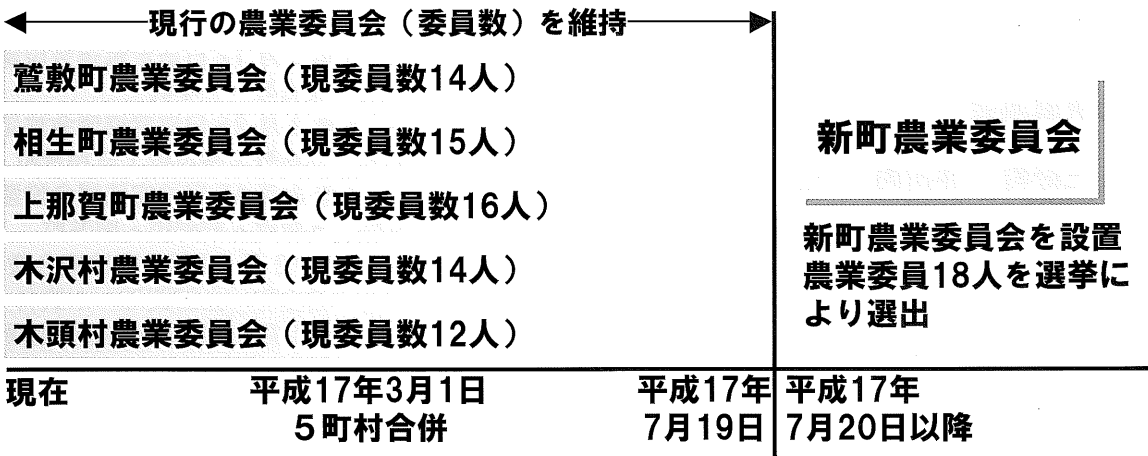
木沢村 <http://www.kisawa.jp/>

木頭村 <http://www.kitoson.com/>

農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い

合併後の新町における農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて協議を行い、以下のとおり承認されました。

1. 合併時は、農業委員会等に関する法律第34条第1項の規定を適用し、平成17年7月19日まで現行の5つの農業委員会とする。
2. 平成17年7月20日以降は、同法第3条の規定による1の農業委員会とし、選挙による委員数は18人とする。



特別職の身分の取扱い

合併後の新町における特別職の身分の取扱いについて協議を行い、以下の調整方法が承認され、今後、それに基づき各項目についての調整が行われることになりました。

特別職の職員（消防団員は除く）については、その設置、人数、任期及び報酬について、法令の定めるところに従い、次のとおり調整する。

1. 町長、助役、収入役及び教育長の任期等については、法令の定めるところによる。報酬の額は、現行の報酬額及び同規模の自治体の例をもとに調整する。
2. 町議会の議員及び農業委員会の委員の報酬の額については、現行の報酬額及び同規模自治体の例をもとに調整する。
3. 教育委員会の委員、監査委員、選挙管理委員会の委員及び固定資産評価審査委員会の委員の人数、任期等については法令の定めるところによる。報酬の額は、現行報酬額及び同規模の自治体の例をもとに調整する。
4. その他の条例で定める特別職の職員については、5町村すべてに設置されていて、新町において引き続き設置する必要のあるものは、原則として統合し、一部の町村にのみ設置されているものは新町において速やかに調整する。委員数、任期及び報酬額等は現行の制度をもとに調整する。

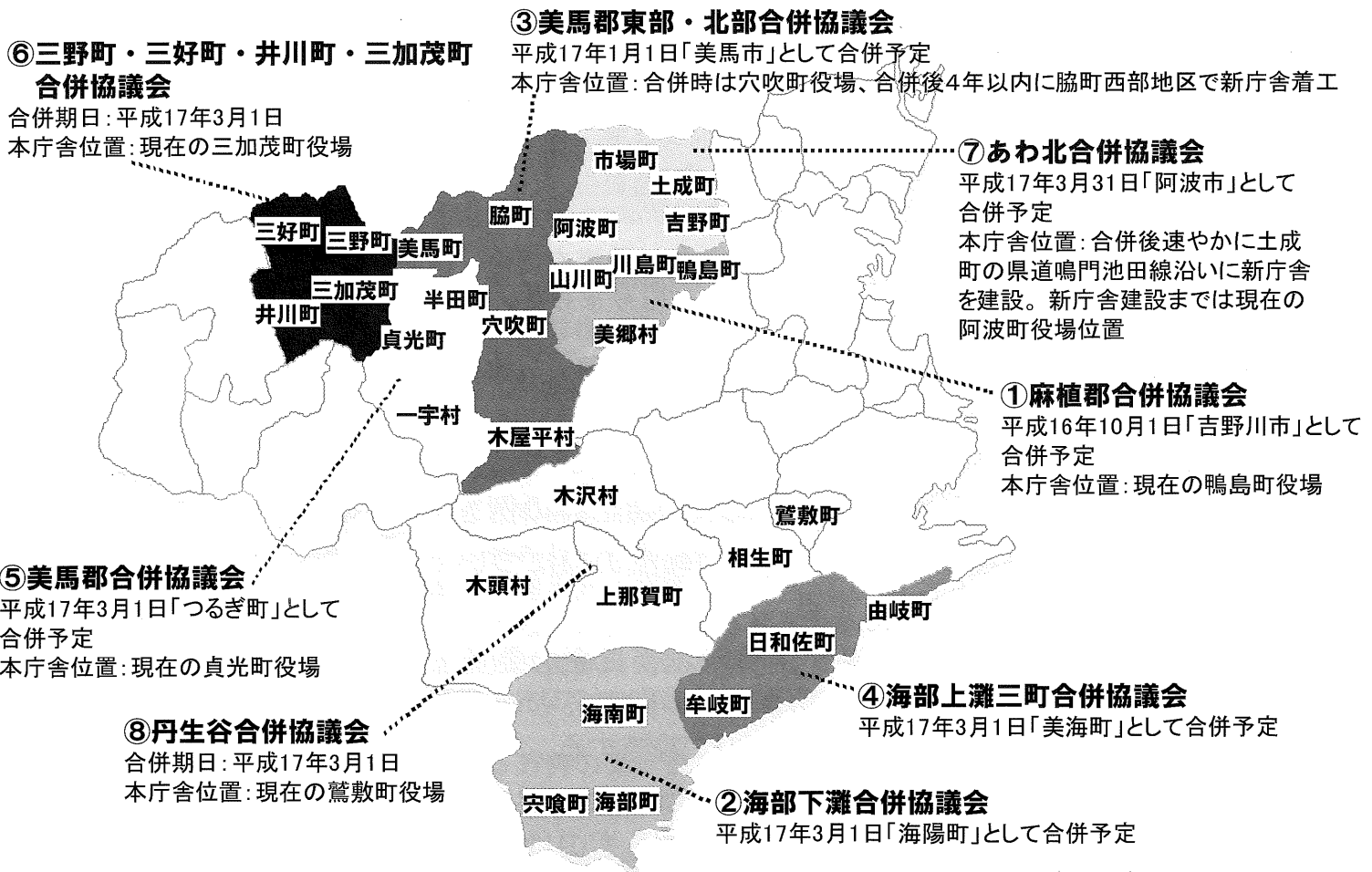
合併協議会だよりの発行を通じて、協議会での審議の過程を逐次お知らせ致します。合併問題を考える際にお役立て下さい。

また、合併協議会の会議録と会議に提出された資料等については、合併協議会事務局、各町村役場及び支所で閲覧することができます。

徳島県内の合併協議会設置状況

現在徳島県では、8つの合併協議会が設置され協議が行われています。

合 併 協 議 会		関係町村・法定協議会設置年月日
①	麻植郡合併協議会	・鴨島町・川島町・山川町・美郷村 ・平成14年4月1日法定協議会設置
②	海部下灘合併協議会	・海南町・海部町・穴喰町 ・平成14年11月11日法定協議会設置
③	美馬郡東部・北部合併協議会	・脇町・美馬町・穴吹町・木屋平村 ・平成15年2月1日法定協議会設置
④	海部上灘三町合併協議会	・由岐町・日和佐町・牟岐町 ・平成15年2月12日法定協議会設置
⑤	美馬郡合併協議会	・半田町・貞光町・一字村 ・平成15年2月25日法定協議会設置
⑥	三野町・三好町・井川町・三加茂町合併協議会	・三野町・三好町・井川町・三加茂町 ・平成15年3月15日法定協議会設置
⑦	あわ北合併協議会	・吉野町・土成町・市場町・阿波町 ・平成15年12月24日法定協議会設置
⑧	丹生谷合併協議会	・鶯敷町・相生町・上那賀町・木沢村・木頭村 ・平成16年1月16日法定協議会設置



第3回合併協議会開催のお知らせ

協議会の会議は原則公開であり、どなたでも傍聴することができますので、お気軽にお越し下さい。ただし、傍聴席数の都合により、傍聴者多数の場合は制限をさせていただきますのでご了承ください。

日時	平成16年3月30日(火)
	午後2時開始
場所	相生町ふるさと交流館2F会議室

編集発行 丹生谷合併協議会事務局
〒771-5411 徳島県那賀郡相生町横石字大板35番地(相生ふるさと交流館内)
TEL (0884) 64-0555 FAX (0884) 64-0557

